

『都市環境の改善と色彩誘導の施策研究』

山 岸 政 雄 森 嘉 紀

はじめに

本研究の目的は、色彩の持つ機能や意味内容が、今日の日本の都市環境に関連して、どのような役割を果たし得るかの施策について検証するものである。なお、誘導には働きかけや、持ちかける誘うなど、ある状態に導くことが記されている。ここでは人びとの生み出す心情や思考、感覚が色彩を通じて改善へと誘われるとの生得条件も前提となっている。たとえば暖色系と寒色系の生得性についてなどである。

ところで、かつて斯界の耆宿柳田国男（民俗学）は、昭和初期に、東京の郊外電車の沿線に展開する赤や青のトタン屋根に注目した。いわゆる目に映する世相である。そこには、色彩によって都市の郊外化現象が誘導されているとの意味記号と、環境破壊への国民共同の疑いが説示されていた。類例は、ドイツの建築家ブルノタウトの日本美再発見にもある。

タウトは、昭和9年日本に来て以降、ユニークな眼をもって各地を巡り始めた。飛驒高山を振り出しに次第に日本美、ことに風景に魅せられていく。そんな行脚のなかで、美しい緑樹トーンの揃った日本海沿岸のあちらこちらに、色付きの屋根が見え隠れしつつあるのを見逃さなかった。明治の山岳文学家で日本のラスキンとも言い伝えられている、志賀重昂以来の「日本風景論」であった。既に、色彩の存在と、環境との馴みについて疑点の存在することを予見していたのである。

その意味においては、本題の都市環境と色彩も疑義を正す点では同順である。しかしながら、それでもなお、この古くて新しい問題

に目を向けるのは、当時と比較できない程の、国土開発や、人口増とその動態、社会機構の肥大、経済、産業規模の拡大に起因する。つまり、このようなことが、人びとの暮らしや業わいの権利と規定し、その環境に支配同化せざるを得なくなっているからである。

いまわが国の都市生活率は既に70%近いとも80%近いとも言われている。たとえば、航空写真の解析による金沢市街地における都市化（構造物に覆われた人工表土地）の面積率は、昭和37年が14.6%、昭和52年が33.4%¹⁾で現在その数値は累増の一途を辿っている。その分、樹林地、農草生産緑地が減少することとなった。郊外化現象によって延々と続く大都会の居住市街は、行政区域を袖にしていく。そればかりではない。農山漁村に住まいしても、電気、ガス、水道などのエネルギー供給の利便はもとより、通信、交通の手段、福利厚生、教育施設や、その利用形態等、全てが都市と何ら変わることろなく整えられている。むしろ、地域によっては、航空路の整備によって時間地図が短縮され、都市人より以上に利便を享受している。このように、標準、平均化の進んだ社会、ことに近年の日本社会にあって、都市生活をより魅力ある方法で担保出来るものは、環境の改善とそれへの努力であり、最大の関心事ともなる。環境はまさに、生存を左右する資源なのである。

環境は本来、人間や動物をとり巻く周囲の状況を言う。よい環境に恵まれるや、職場の環境が悪いとか、環境を整備するなどが連想されよう。もう少し立入って見るならば、一般的に言えば、環境要因は、人間の生存を保

証するあらゆる存在物であり事である。空気であり、水であり、緑であり、大地であり、食物である。これらは自然を基盤にして不可逆な生態系に組み込まれている。しかしながら、ここに智恵ある人間が介在した場合、自然は人工の科学技術と対面を余技なくされる。

その結果、大気汚染に代表されるような、“公害”が発生し新たな環境要因が生まれ、それへの対応、対処、改善策が必須のこととなる。いわゆる公害対策を講じなければならない。

このレベルまでは、かつて産業革命の申し子といわれ、黒い煙に苦しんだマンチェスターに代表される環境のもたらした不経済への反省がある。そこには近代社会形成の陰に葬られた数々の苦難史も残された。

わが国においても、公害知らずの公害であつた、栃木県足尾銅山の鉱毒事件がそれであり、近くは、60年代に露呈した、熊本水俣病、四日市ゼンソク、阿賀野川有機水銀中毒（新潟水俣病）の疾病が知られている。

昨今に至って、ようやくにして、汚染者負担の原則が論じられ、更には環境の負荷（Curtain）を軽減すべくソーシャルコモンセンスに近づいてきた。たとえば総量規制などである。以上のような環境事象は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物処理、地盤沈下、土壤汚染などに類別される。そして、原因の究明、被害状況の把握、苦情処理防止策の検討、救済補償制度の確立、保全政策が確立されていくのが今日的状況である。

ただ、地球規模の環境異変は、依然として未知数で恒久化の徵しや、断続的事象と呈しつつある。たとえば、冷媒やスプレー噴霧剤、フロン（フルオロ・カーボン）によるオゾン層破壊とオゾンホールの発生。除草、枯葉剤に関わる副産物、ダイオキシン（ポリクロロ・ジベンゾ・ダイオキシン）の毒性と発癌性。pH（水素イオン指数）5.6以下の酸性雨は、大陸発生源をめぐってという国際問題にまでなってきた。ことに森林被害は身近な被害と

もなっている。立枯れによる緑景の喪失は、色彩環境の調和を損う。施策の根源を再考する場合には、これらの現象も凝視をし続けねばならない。

多様に拡張を続けるこのような環境世界は、必然的に人間が最も望ましいと思う着陸点に向けて移行しようと働く。つまり快適性を伴うもうひとつの環境への道である。きれいな空気、水、静けさはもちろんのこと、豊かな居住空間、緑の恩恵、美しい街並みや、道筋、道路、個性的で振わう商空間、機能に勝り、情報の行き交う業務街など、あらゆる生活様態に求められる人間尺度の採否である。この要因で、常に一定レベルの軟着をするには、重ねてのメンテナンスと管理改善が必須条件となる。

つまり、環境は、類別できる部分と常に複合改善の時空間よって説明されねばならないからである。

改善は改めて良くするとの字義である。手直し、変更、すっかり新しくしようとの意で一種の隣接概念である。しかし、環境問題のような、より拡張した概念と対峙する場合は、長い年月のうちにわずかに変化する事象をも見落さずに、的確な情勢判断とする行為も含まれよう。

情勢は、物事に関わる変化進展の有様といえるから、変動とは何かについての根本概念に明快でなければならない。たとえば、環境特性である本来の自然は、常に成長し、変質、増減、移動をする。生態系の摂理をベースにした、かなり人間には背を向けた世界でもある。自然の脅威ともいう。したがって、環境における改善は、けもの道の保護のような、人工自然に努力する改善策との二軸関連が了とされねばならない。この関係は、色彩で言えば、前者は、木造新築の家の木肌色が、次第に変褪色して木色（もくじき）を呈することへの凝視であり、後者は、ペンキ塗り替えの視点である。いづれも改善導入に不可欠の

論理である。

以上の理念によって、わが国の置かれた状況とその国土に展開する環境と色彩の役割を検証したい。

考察1．国、省庁に関するプロジェクトに関するもの。

ここでは、以下に述べ抜げる実像と色彩誘導とがどのようなモメントで繰がってきたかを論じたい。

時に宰相あるいは大臣は、就任の施政方針演説等で積年の思いを詫し述べることが多い。

政治家の秀でた直感も加わり、今日からすれば、かなり早い段階で言及している例がみられる。第63国会（1970.2・S.45）で当時の佐藤栄作首相は、自然の保護に配慮する旨言及している。

この期は、海を返せとの数年後における水俣病判決など、わが国が環境権と初の対面を控えている折りであった。いまにして思えば、この期では、PPP（汚染者負担の原則）Polluter-Pays-Principle の公害防除費用とその経済理論が、充分に咀嚼されず、もっぱら汚染者処罰へ傾斜していった悲劇があった。

翌1971年（6月5～16日）にはスウェーデンのストックホルムで第1回国連人間環境会議（113ヶ国1,200名）が開かれ、大石環境庁長官が日本の環境政策とその決意を世界にアピールした。川端康成の「美しい日本の私」が引用され深い感銘を与えたことは環境史に残る出来ごとであった。環境庁はこの年1971年に発足した。また、第17国会（1973-S.48.1）では田中角栄首相が全国の自然環境保全の基本方針を樹立する旨発言している。田中首相はこの他にも公共施設、ことに学校体育館の屋根は赤が望ましく、それは緑を引き立て美しい風景を演出するとも唱えている。緑の丘の赤い屋根論はメルヘンの世界だが、建築出身の政治家ならではのメモである。さらに石原環境庁長官は就任時（1976年末）には、

いち早く日本列島を席巻する極彩色サイン看板を例に美的環境が騒色公害によって秩序を失っていることを指摘し感覚暴力であると喚起をうながしている。後述のOECD（経済協力開発機構）の日本環境政策への提言に触発されたものであった。

主管担当大臣の施策発言は的を射たものや、アドバルーンアピールによるものなどさまざまである。しかし細かとは言え目が向けられ研究検討が指示されてきた時代が1960年代から70年代後半までであった。つまり、アセスメント法案の国会提出と不成立の1979年までが第2次大戦後における環境改善プロジェクトの第一節であると見てよい。ちなみに、1973年には文部省の総合研究班が、「都市の物理、心理的、生理的環境に及ぼす建築物の影響にかかる学問の体系化に関する研究」とテーマに選んでいる。景観のような見えるものの発信情報の在り方に注目し始めている。しかしながらどこにも色彩環境に関わる注視項目は表われていない。

国策、省庁の施策の第2節期は1980年代から85年までと考察出来る。

1981年（S.56）発表された環境白書は副題がトータルな環境保全を目指すとなっている。このことは環境政策の転換点を意味する重要なコンセプトであった。ちなみに、通称、環境白書は公害対策基本法第7条に基づく報告の環境庁編の施策集である。1969（S.44）年に公害白書として誕生をしたのが前身で、その後1972年（S.47）に環境白書と名称が変更され今日に至っている。

環境認識と政策の転機は、第1部総説の中に書留められた、環境利用の制御と快適環境についての概括である²⁾。そこでは食物そのもののような、基礎代謝環境と、産業化による生産、排出、廃棄の人為2次環境に対し、人間と環境の潤い安らぐ関係を第3の環境と位置づけている。つまり快適性（Amenity）を環境理解の正位置に据えた意義深い白書となっ

た。この年はまだ環境庁発足の10周年もある。地域事例として東京江東区古川のヘドロ除去と親水公園化（S.48～55）、福岡県柳川市の水路浚渫（S.53～55）。あるいはまた、大阪市阿倍野区のコミュニティ道路や岩手県遠野市の民家、曲り家の歴史的環境等が発信する快適な視覚秩序や歴史時間のストックの重要さが採り上げられている。しかしこれまで色彩要因が環境に与える影響については注視されていない。その後1984年（S.59）になると、快適環境整備事業、通称「アメニティ・タウン計画」がモデル事業手法として推進されるが、ようやく施策事例〈住宅・優良モデル住宅街区建設プロジェクト〉の景観構成に「色彩等の統一」項が見られる。

金沢市においても、昭和60年度「金沢市アメニティタウン計画—清流と緑の映える伝統のまち金沢」が同事業に採択された。しかし、色彩環境の項目立てはしなかった。

同じ頃各都市の主要道や地域の特性ある象徴的道路についての補改善事業として登場したのが建設省の「シンボルロード整備事業」である。1984年（S.59）ここでは沿道の建造物をも視野に含めるために色彩の統一に留意することが望ましいとしている。

環境改善施策の第2節期と見做しておきたいのが80年代の中頃1984年（S.59）である。日本社会によく環境にかかわるソフト施策が用意される時期である。ここに至る必然性を省みると60年代の高度経済成長と集中的でかつ急激な環境整汚染と防止への苦行、70年代の環境保全への取組み、省資源、省エネルギー推進達成と並行して現れてきた、より多様化する公害への対応のために環境基準の見直しがなされた。さらには自然の恵みを再確認し、汚染の拡散を防ぎ、かけがえのない地球に注視しなければならない^{1,2)}との延長上にあったことが見てとれる。

ソフト化の様相は、日本経済の巨大化、好景気と関連して急速に展開を始める。アメリ

カのドル高との貿易対価不均衡策とも相まって、1983年（S.58）から85年（S.60）にかけて目白押しとなっている。ただ、1985.9.22のG5（米、英、仏、日の蔵相中央銀行総裁会議）はドル高に協調介入をし、10月30日には1ドル211円50銭となった。このような円高の到来は、次のようなシフトを喚起し内需に繋がる契機となっていく。

この期における政策が、いかにその後の環境改善のストックとなったかを例示し³⁾、政策ラッシュの意義と改善考察の背景としたいと思う。

- 1) 都市景観形成モデル事業（S.59 建設省）—地区を単位とした所観事業の景観化—色彩項なし。
- 2) 歴史的地区環境整備街路事業、金沢市等、長町界隈（S.59 建設省）—社会資産としての古い街並みの価値を動態保存、維持するための補助整備である。これによる注目点は、保存と保護と保全、再生、修復、あるいは識別、提示という環境科学のパラダイム（規範）が現場で生かされた皮切りであったことであろう。そこには材質にかかる色彩選択も必然的に加えられている。
- 3) HOPE計画（S.58 建設省）—キヤッチフレーズは住まいの文化運動である。所管は住宅局（住宅建設課）で地域の特性、伝統や文化、風土をとり込み、実効ある街づくりに役立ってもらうための補助優遇事業である。ここでは、建築計画における個建ちと街区の分母一体感による調和が希求され、色彩も大切な要因とされる。
- 4) 地方都市中心街活性化事業（S.60 建設省）—個性的で明快な将来像が描ける都市（25万以下）に対して優先誘導をする。
- 5) 花と緑の都市モデル地区整備事業（S.59 国土庁）
- 6) まちづくり特別対策事業（S.59 自治省）

以上に見られるように、80年代中頃はまさに環境改善とその誘導の政策ラッシュが続いた。

ことに人びとを驚かせ、喜びを与えたのはシンボルロード整備事業における無電柱化、通称キャブシステムの実現であった。各县毎に、主として県庁所在地のメインロードからスタートしたこの施策は、道路の規範を改めて示したものとして、わが国の環境の改善の歴史に印されよう。ここでは色彩誘導についても格別の留意が払われていることを明記しておきたい。それは照明ポールや舗石であり、キオスクであり、電話ボックスなどのストリートファニチュアに及んでいる。ことに、キャブによるパワーボックスを道路景観と調和させる工夫は多様である。金沢市広坂通りのシンボルロード計画はポスター塔に仕立てられた。色彩はモグラ色の濃い焦茶である。ちなみに、富山県高岡市八丁道における同計画の歩道の色彩は4色の柔らかなトーンを揃えたもので歴史的風土にコンテンポラリーな感覚が美しく調和している。また初期の施策例である山口市県庁前通りにおいても、あるいは姫路市のシンボルロードにおいても色彩計画とその誘導は適確に判断デザインされているといえよう。色彩は、風土条件や文化指標を反映したご当地情報でもある。それ故に上記のような多数の施策が用意された場合検討項目としての不可欠な度合は一層大きくなっていく。

一方円高は更に進み、1985年（S.60）11月25日には、東京外為市場は199円80銭を記録し、4年10ヶ月振りの大台突破となった。この円高吸収は国内需要を喚起せざるを得なくなり、上記政策も一挙に推進されることになった。

ただここで再認しておかねばならないことは、実現はしなかったが通称アセスメント（環境影響事前評価）法案との関連である。1975年（S.50）、わが国の公害を防止する合意形成の手だてとして、中央公害対策審議会はア

セスメント制度を諮問した。特に産業廃棄物公害は、カドミウム、硫黄酸化物、窒素酸化物、PCB、光化学スモッグ等止まるを知らなかつたことへの切り札であった。しかし、この公害防除環境改善策として期待された法案も、大きな設備投資を拒む産業サイドや、踏み絵を伴う免罪符的なすり抜けが懸念され、1983年（S.58）11月17日国会で廃案となつた。

この日、湖沼水質保全特別措置法案も廃案となっている。環境政策の事前評価は不発でも事実は改善へ改善へと進んでいった。

この重要性にかんがみ、早々にプレステージを整えて来た事例がある。

そのひとつは1976年（S.51）9月29日、川崎市議会は全国初のアセスメント条例案を可決している。いま川崎市は、その都市デザインにおいても、再開発の手法においても極めてソフトウェアにアイデアルな改善策が推進されている。

公害に苦しんで来た川崎の都市修復の決断が見られよう。

もうひとつは建設省の高速道路のような大規模事業を主としたアセス対策である。1982年（S.57）11月22日、都道府県知事に、都市計画決定の計画書に環境影響評価の内容及びその環境保全対策を明記公表することを義務づけている。これによって、公告された事業対象と関連する住宅の環境に関わる意見が都市計画地方審議会を通じて、公式に反映されることとなった。

このことの環境改善への影響は有意義で大きいと思われる。たとえば、大規模プロジェクトに当る、高速道路やダム開発、ゴルフ場計画、工業団地計画、発電所、渡海橋、鉄道、ゴミ処理場、等々、冒頭に述べてきた、一層の都市化の中で、基本的な生活インフラストラクチャーの計画に市民や受益者が関心を抱き、注視協力することは社会的総資本である環境質を高めることになるからである。1971年に環境庁が発足してから20年目の今日、お

おかたの国民が、公害の意味を理解しようと努力し、典型七公害といわれてきた、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染はもとより、農薬汚染や生態連鎖への警戒など切れ目ない。また、環境の改善が社会的不経済を追放する有効な目標となることや、そのためのモニタリングや監視の科学についても市民レベルの関心が高くなってきた。結果の合意である補償をどう考えるか、あるいは総量規制への態度表明など生産主格である産業各界においても現実的成果も上ってきた。人文社会、自然の科学やその境界領域と積極的な学術交換が日常化するに至っている。

ここで、以下に続く考察の対象にも共通する大切な背景を注釈しておかねばならない。

それは、OECD（経済協力開発機構）環境委員会によって1977年5月に報告された、

“Environmental Policies in Japan”についてである。国連機構のひとつであるこの委員会は、1973年のスウェーデンの環境政策をレビューした後、めざましい工業発展を続ける70年代の日本についての環境を観察評価し報告をまとめた⁴⁾。当時公害に苦しむわが国に対して明快な次善策を示し大きな反響を得た有名なレポートである。その中で、余りにも日常生活に忍び寄っていたために気付かなかつた環境質の悪化と、快適環境のそう失に気付かない日本ではないか指摘された下りが、今日のアメニティ（Amenity）認識の発端となつた。このことは、汚染を減少させることに力量を發揮した日本であったが、環境における快適さの増大は程んど計られて来なかつた点を指摘している。つまり、美しい風景や、清らかな流れ、おいしい空気と静けさやプライバシーなど、人間尺度でのみ計られる計量化し難い環境の質が問われていたのであった。つまり、アメニティーに気がつき、受け皿としての多様な改善策が掲げられ、内圧を高めるキーワードとなつたのである。

そして、アメニティーの学習意欲とその成

果が同時進行をするという極めて日本型の環境改善を導いた。考え方も一方では事業化が積極的に進められたために事例研究会等が各地で次々と開催された。

このことは、その後の80年代後半に引き継がれる。都市の風格と質を問う、コンベンション（集会都市機能）や、総合保養地域整備法（リゾート法）の成立（1988年）によって新たなる列島改造には、ことごとくアメニティーが核となり、ヘッドコピーを構成することになった。

1972年6月（S.47年）の田中角栄による日本列島改造論が、国土を縦横に往来する高速交通網で結び、拠点地域を産業開発して居住人口の棲み分けや総所得の活性化を目指した時代と差異を再確認する時代の到来ともなった。

現今でも、白夜の国への誘いに、沈まぬ太陽の国をコピーに唱い上げて、誇大広告の疑いが持たれたりしい。唯一無二の環境への憧れは、金余り日本を代弁する格好のコンセプトとされた。

都市改善のターゲットも、東京芝浦海岸や横浜ベイブリッジとMM 21（みなとみらい横浜21世紀計画）に代表されるような、ウォーターフロント、親水空間の創出など、全く次元を異にする文化が続々と出現する時代を迎えた。夜も美しく楽しもうとの考えは夜間照明から夜景を導き出した。照明デザイナー石井幹子氏の京都二条城のライトアップ作戦に端を発し、今日では日常的な各地の夜景が美しく、かつ大掛かりに演出されている。

ライトアップの思想は、本来、18世紀パリに街路灯が出現したときに始まるといわれている。3つの目的、つまり、防犯灯として、また、夜も昼のようにでありたいとの文明的視点、そして美しい雰囲気にひとりしたいとの夜間への思い入れが照明文化を育くんだ。

いまライトアップはレーザー光線や色光の科学をシステム化して、都市美の創出と環境改善に不可欠なものとなっている。

アメニティーを産業化して、その本質とは全く無関係の偽善行為も見え隠れするようになってしまった。俗に“なんでもアメニティー”と言う。色彩による一時的つくろいも一例になってしまった。たとえば、AV機器によく使われる黒や暗い灰色のモノトーンが、アパートメントやワンルームマンションの外壁に使われることなどである。インテリアグッズとして好まれるものは外壁色やエクステリアでも同様な評価を受けるはずで、それはアメニティーカラーであるとの論法である。そこにはアメニティーの何たるかと全く無関係な住環境がセットされてゆく。色彩の持つ心理、生理、かつ物理的な機能や環境との接点を再認してもらう術もない。かつての公害たれ流しの残渣を見る思いがする。

アメニティーはメジのない物差し、つまり人間尺度の環境要因に気がついた人びとから発せられたもので、それをもって売買利潤の対象とはならないものである。

アメニティーに気付いた人びと、1950年イギリスに始まったダンカンサンズ（英建設大臣）主導による誇り高き町づくりの人びとの活動とは程遠いことが起こりつつある。活動が結実したシビックアメニティアクト(Civic Amenity Act)に見習って、わが国においても環境保全法の精神への惹起が待たれる。

考察2. 環境を誘導する色彩計画。

いづこの都市、地域にあっても、色彩によって醸し出される環境の改善様相は差異類同の規範の中にあるといってよい。つまり個別の色調で個性的表現をしているようでありながらも、実は一定の類似のイメージを支えていることなどである。都市のらしさ論にも繙がる環境の主要概念である。

例えば金沢について考察するならば次の様な色彩様相によって綴り明かすことができる。色は、「いろ」とも「しき」、「しょく」とも言われる。外形や美しさを表わしながら、市

民や人びとの思いを願うべき環境世界に導いてくれる。人間との関わりの深さにおいては特異な刺激価値もある。それゆえにか、顔色や色氣（いろけ）あるいは、色は思案の外といった、行動や心情とも深い縁を持っている。そして、また、色彩をめぐる環境の認知は、外形に表われた色彩の背景を読み替えながら、文脈の中にその世界を想うことでもある。

金沢市の色彩は、昔日の余韻を残す、浅野川河畔の茶屋街に、いまもなお、芸妓衆のいろ香としても漂う。本来「いろ」は、女性特有の容色が起因となった古語解釈なのである。もう一方の金沢の色は「しき」と関わって特徴づけられる。信仰の町だからである。市街地北東の卯辰山麓や、西南部台寺町を中心に設けられた寺院はおよそ500ヶ寺という。

色や物欲に満ちた現世は、色即は空、空即是色を念じて救われる。仏教信徒の多い金沢は、「しき」にまつわる安心立命の彩色都市でもある。

都市の色彩はまた、歴史や風土と住まい方の脈絡を通じて表われる。いにしえの奈良の都に青仁（あおに）が、そして京都には、うす紫などの雅びやがて上品な色が似合う。また、灰黄色や栗色が練塹や塗壁に見られ、聚楽色として京の象徴色となっている。

金沢の色彩はいまも加賀藩以来の歴史を擦り込んで格調が高い。市街地の基調をなしている風土色は、黒、利久茶、鶯茶、朽葉、焦茶、利久ねず、山鳩、鎧納戸、藍ねずみ、赤褐色など色調が揃っている。

黒は甍の波、赤褐色は郊外に産する赤戸室（とむろ）石の色である。それに多くの茶系色が加わって主格の色となっている。この色彩譜は、「四十八茶百鼠」と言われる江戸後期の色である。粹（いき）な美しさもに通じ、あか抜けをした精ちな色調は、色にあらざる色として、当時の新しい日本美であった。

しかしながら、もう一方においては、加賀

友禅色を育くむ要因となった、赤、黄、緑、紫、紺の五彩である。金沢はこんなに伝統環境色に満ち導かれている優等空間の中にある。

重ねて言えば、赤褐色の戸室石は、住居の塀の角（すみ）石や腰石に使われ、雨の多い金沢に濡れ色の美を添える。あるいはまた、四通八達している用水路は、川面に樹木や咲く花の四季折々の姿を映じる。そこここが鏡面色となって、金沢らしさを演じている。

金沢の色彩支援は多くの寺院や門や塀からも生まれてくる。北国特有の冷たい風雪にさらされると、木色の建物は退色が進んでおおむね茶褐色の色調に変化する。このようにして、時の流れや住まいの風格が、色のなかに見え隠れする金沢は、色彩による都市環境の保全モデル都市として注視され続けよう。

ところがこれまで考察してきた金沢の色彩も、人口の増大に伴う都市への成長によって快適環境としていつまでも順風満帆でなくなってきたつつある。したがって、このような流れへの対策は前項考察で述べた政策プロジェクト等に積極的にユミット出来るか否かによることとなる。

そこでこのような考え方から一手法を整えた場合一定レベルでコンテクストが成立するか例示してみたい。

その1は、建築や建造物の色彩を考慮する目的は何かである。色彩によって表現される見えの空間は、いつでも、どこからでも見られることによって、公共、公衆によって共有の財産である。このことは何よりも優先される概念で、近代的契約社会のファンドと言つても過言ではない。また、一面色彩によって表現される視覚空間は、個別や私有の基本的権利もあり、市民は、一定の都市空間の利用権者として、公平かつ平等に利便や空間の享受が許されねばならないだろう。この権利が環境改善のために担保されるには、公益と私有益の立場を調整をして、少くともおおむねにおいて賛同を得る合意形成の方法を探ら

ねばならない。このことが達成されたとき、市民は、色彩が豊かで調和をした美しく快適な都市環境に居住し、業わいにつくことが可能となる。

その2は、合意の方法についてである。

合意は、対立や相容れない立場にある者が、最少限のリスク、損失を負担し合うことを了とする意思決定により成立する。合意段階におけるお互いの過不足、損得をあらかじめ防ぐためには、一定のルール、規範上での約束が交わされねばならない。約束の事例は、建築基準法や地区計画制度、都市緑地保全法による緑化協定、屋外広告物法による美観風致の維持等がある。ことに、1968年（S.43）に制定された金沢市伝統環境保存条例は、環境保全の合意形成として全国の先駆例として高く評価されている。良好な色彩環境支援のモデルでもある。ただし、注意を要することは環境のモデルは先に述べた差異類同から読みとれる景観のコンテクストにまさに回帰するが、民俗、国民、国家の様相には個別、個性、特異であることを強調し肯定と個定觀を強要し兼ねない。その物において個別の話は混合しても化合しないように、望まれる改善策では、金沢市の環境は富山市を見て語らねばならないとのアイデンティティーへの再認である。さらにもうひとつの凝視点は都市計画を理論で知らせるC-アレグザンダー（Christopher Alexander 1936～）の環境の凝視点であろう。それは、町名や建物が連なって生きている資質を、感じの良さや伝統的にうまく言い表わせなかったところに環境論がつまづいたとの卓見である。その答えについてアレグザンダーは、都市に生氣を与えるのは、われわれの内なる心の置き処であると解析した⁵⁾。

都市の改善と誘導策は益々精神規定に依存することとなろう。（以上）

注

- 1) 環境白書（昭和56年） p. 97 環境庁
- 2) 同上 p. 1 環境庁
- 3) 景観行政のすすめ (財)日本都市センター
- 4) OECD レポート日本の経験、国際環境問題研究会

訳、(財)日本環境協会 1978 (S .53)

5) Keywurd 50. No. 5 p. 14 建知出版 1983

—平成2年度金沢美術工芸大学共同研究報告—

(平成3年10月15日受理)